三　地域連携薬局等に関する事項

(1)　地域連携薬局

(i)　地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数

(ii)　第十条の二第二項第二号に基づき、医療機関に情報を共有した回数

イ　利用者（法第六条の二第一項第一号に規定する利用者をいう。ロにおいて同じ。）が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数

ロ　利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数

(iii)　休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数

(iv)　在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

(v)　麻薬に係る調剤を行つた回数

(vi)　無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数

イ　当該薬局において実施した回数

ロ　他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数

ハ　他の薬局を紹介する等により実施した回数

(vii)　地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

(viii)　居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数

(2)　専門医療機関連携薬局

(i)　第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数

(ii)　第十条の三第三項第二号に基づき、同項第一号の医療機関に情報を共有した回数

(iii)　休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数

(iv)　在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

(v)　麻薬に係る調剤を行つた回数

(vi)　地域における他の薬局開設者に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数

(vii)　地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

（新設）

様式第三中「第四条」の下に「、第十条の六」を、「欄には、薬局」の下に「、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局」を加える。

様式第四中「第五条」の下に「、第十条の七」を、「欄には、薬局」の下に「、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局」を加える。